

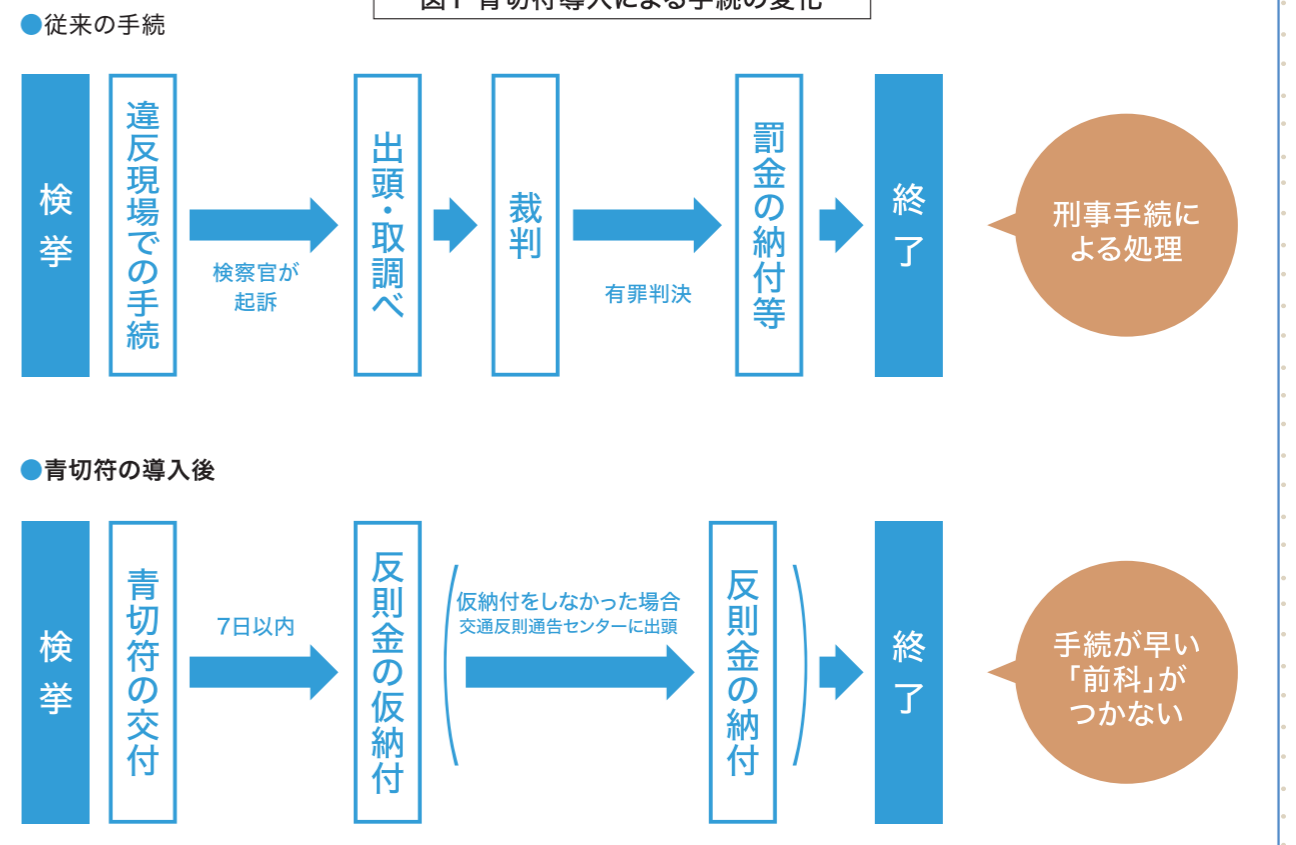
自転車でも反則金!?

知っておきたい交通ルール



青森県警察本部 交通企画課
TEL017-723-4211

図1 青切符導入による手続の変化



1 はじめに

令和7年中の青森県内の交通事故死者数は、27人(前年比マイナス16人)で、その中で、自転車事故による死者数は5人(前年比プラス3人)であり、全体の交通事故死者数が減少する一方で、自転車事故の死者数は増加しています。

4月からは、免許の有無に関わらず、16歳以上の全ての自転車運転者に交通反則通告制度(青切符)が適用されるので、正しいルールについて今一度確認しましょう。

2 青切符の導入に伴う変化(図1)

従来は、自転車の交通違反で検挙されると、刑事手続(赤切符等)による処理が行われていましたが、検察に送致されても、結果として不起訴となることが多く、責任追及が不十分であるとの問題が指摘されてきました。

また、令和6年中に全国で発生した自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3という高い割合で自転車にも法令違反がありました。

そこで、自転車の交通ルールの遵守を図るため、青切符による処理によって違反者に前科がつくことなく、実効性のある責任追及が可能となるよう、4月から自転車に対して青切符が適用されることになりました。

これにより、青切符で検挙された者は、反則金を納めることで、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに違反の手続が終了します。

警察では、基本的に現場で指導警告を行います。が、次のように検挙される場合があります。

(1) 刑事手続により検挙される場合

歩行者・その他の車両にとって、危険性・迷惑性が高く、悪質・危険な違反である飲酒運転や妨害運転をした場合や、違反により事

故を発生させた場合は、刑事手続により検挙されます。

(2) 青切符により検挙される場合

違反の中で、重大な事故に直結するおそれが高い違反をした場合や実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっている場合、警察官による指導警告に従わず違反行為を継続した場合は、青切符により検挙されます。

また、図2に掲載の違反をした場合は、警告を経ずに即検挙され、反則金を納めていただくこととなりますので、違反をしないようにしましょう。

(3) 交通ルールの遵守(自転車安全利用五則)

(自転車安全利用五則)

自転車は、免許の取得が不要であり、誰もが使いやすい便利な乗り物ですが、4月からは、交通違反をすれば青切符等で検挙されることとなります。

そうならないためにも、まずは基本的なルールを覚えましょう。皆さんは、図3の自転車安全利用五則について聞いたことはありませんか。

自転車安全利用五則とは、自転車の基本的な交通ルールについてまとめたものです。

自転車の事故を防止するためにも、基本的なルールを守りましょう。

警察庁及び青森県警察公式ホームページでは、自転車の青切符導入に関する資料などを掲載しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

図2 警告を経ずに検挙される違反の例



図3 自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

警察庁 ホームページ



自転車ポータルサイト

青森県警察公式ホームページ



自転車安全対策